

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5列

昭和廿一年六月廿一日
外 金曜日

告 示

◇鳥取縣告示第二百六十四號

山口縣では「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條八號により六月十七日以降當分の間左記區域内における漁撈游泳海水の使用及び鮮魚類の陸揚を停止し違反した者は拘留又は科料に處する縣令を公布した旨通報があつたから此の方面の關係者は違反せぬやうせられたい

昭和二十一年六月二十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

記

- 一、下關市小瀬戸より六連島北端を経て若松市妙見崎を見透したる線及び下關市小月町神田川々口より満玉島を経て門司市への崎岬を見透した線内
- 二、阿武郡三見村赤鼻より相島北端黒岩を経て大津郡向

津具村川尻岬を經更に角島村西端夢崎を経て蓋井島西端より六連島北端を見透した線内（六月十九日追加）